

介護ロボットの普及における地域の役割

横浜市総合リハビリテーションセンター

地域リハビリテーション部

渡邊 慎一

0



在宅リハ・サービス

障害や加齢によって生じる生活上の問題の改善や軽減などを図ることを目指して、リハビリテーション専門職が訪問のうえ、地域の関係機関と連携しながら解決策を提案します。



訓練の実施
動作への助言



福祉用具の
適応援助

介助方法への
助言



家屋環境への
助言



在リハ・地域拠点としての福祉機器支援センター



横浜市総合リハセンター
1987



中山福祉機器支援センター
1999



反町福祉機器支援センター
1999



泥亀福祉機器支援センター
1999



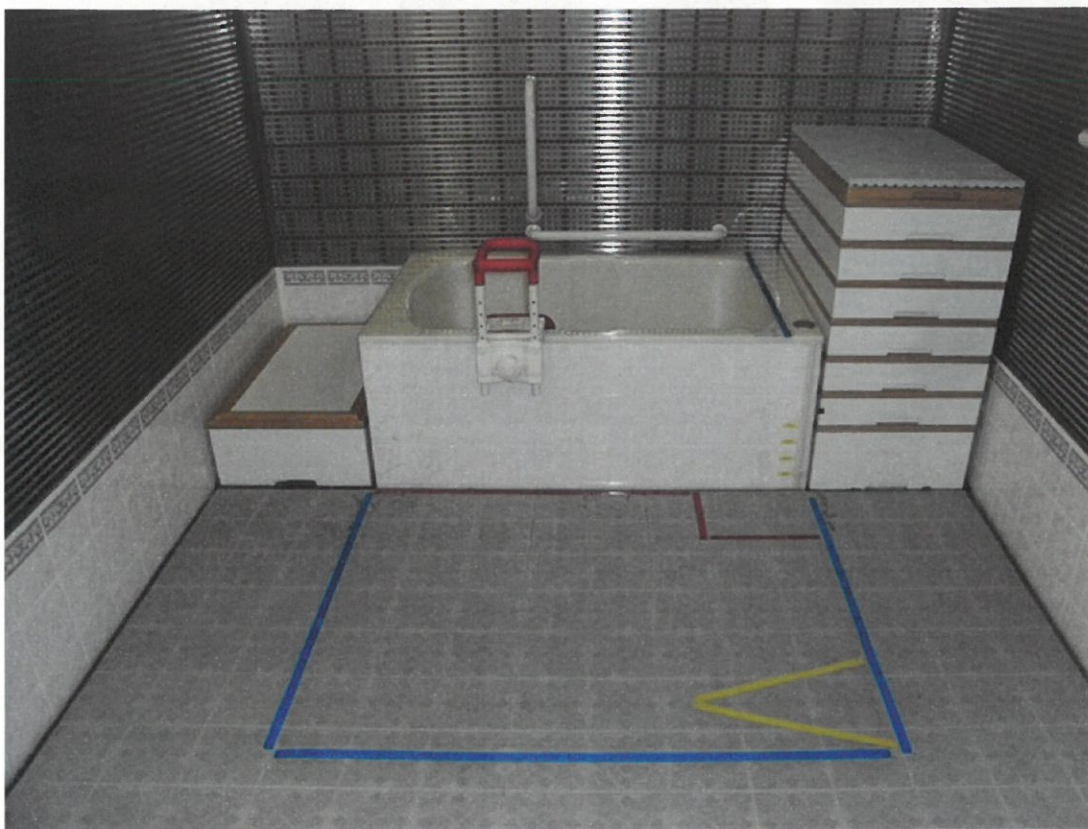
foudation for
Yokohama Rehabilitation Services

福祉機器支援センターにある福祉用具



横浜市総合リハビリテーションセンター

体験・試用評価コーナー (浴室)



研究開発課

- ◆ 福祉機器臨床評価・共同開発事業
- ◆ 臨床工学サービス
- ◆ 補装具製作施設（車いすシーティングクリニック）

*** 在宅リハ事業のチームの一員**

住環境整備事業 ～自立支援機器～



移動リフター



段差解消機



階段昇降機



環境制御装置



コミュニケーション機器

車椅子シーティングクリニック



介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業

地域における開発から活用までの相談窓口（地域拠点）を設置するほか、介護ロボットの製品化にあたっての評価・効果検証を実施するリビングラボのネットワークを形成するとともに、実証フィールドを整備することにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、介護ロボットの開発から普及までの一連の流れを加速化する。

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

相談窓口（地域拠点）	リビングラボネットワーク
① 相談窓口の設置 開 実 普 → 介護現場・開発企業双方から、介護ロボットに係る相談受付等を行う。	介護ロボットの製品評価・効果検証 開 実 ① → 相談窓口（地域拠点）を通じて介護ロボットの開発企業等から求めがあった場合、開発中の介護ロボットの安全性や使用効果の評価・検証を実施する。
② 介護ロボットの試用貸出 普 → 開発企業と試用貸出を希望する介護施設等間の取次等を行う。	介護ロボットの効果検証に係る助言 開 実 ② → 介護ロボットの開発企業等からの求めに応じ、介護現場での実証にあたり、実証時の評価・データ分析方法への専門的・技術的な助言を行う。
③ 介護ロボットの体験展示 普 → 現場での活用場面を想定し、実際に触れて使用できる環境を整備する。	介護ロボット等を活用したモデル事業の実施 実 普 ③ → 介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供のモデル事業を実施する。
ニーズ・シーズ連携協調協議会の設置 開 ④ → 開発前の着想段階から介護ロボット等の開発の方向性について、介護現場等と開発企業等が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。	

介護現場における実証フィールド（厚生労働省にて整備）

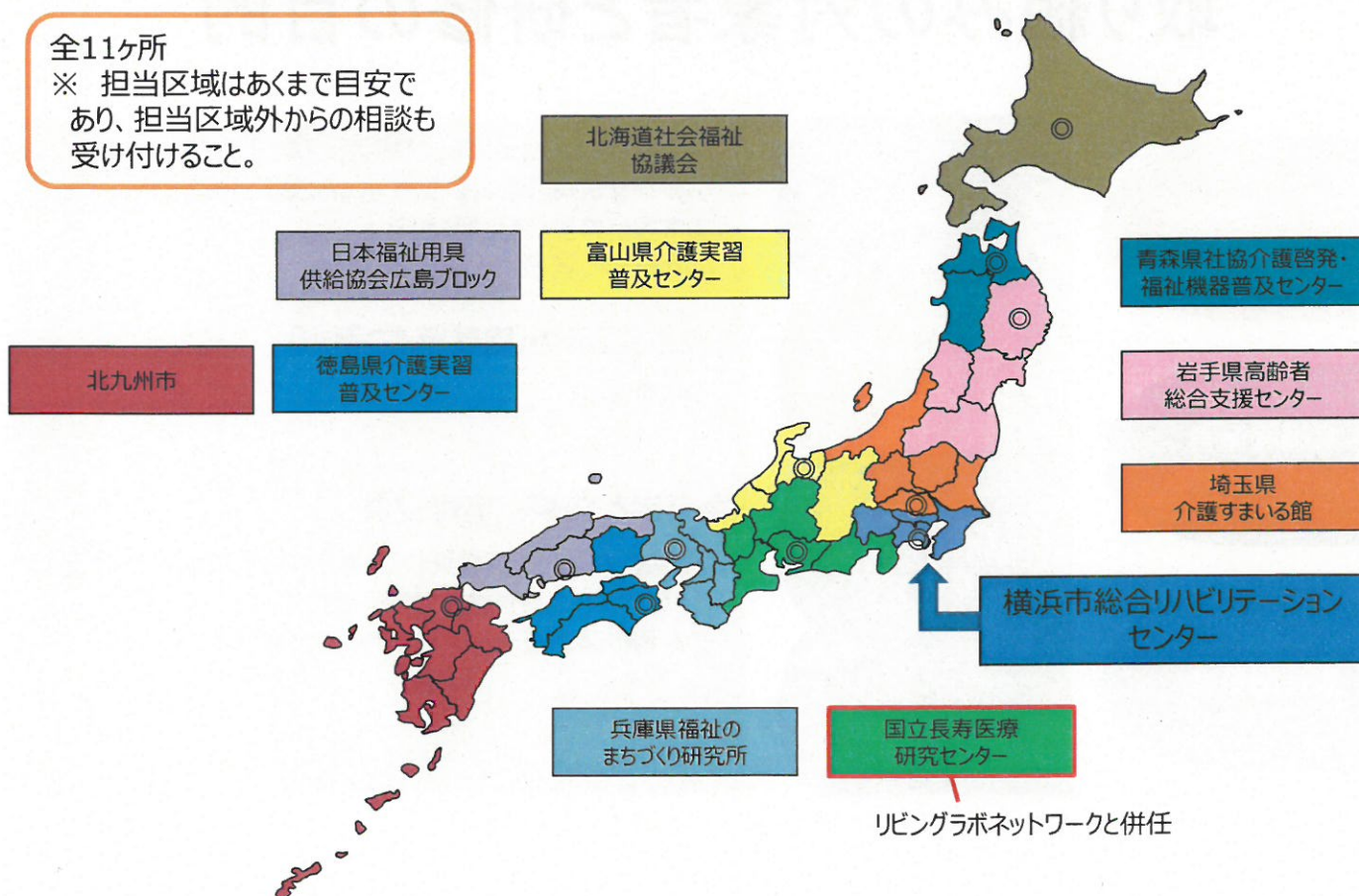
事務局	○ 相談窓口（地域拠点）、リビングラボネットワークの活動支援
	共通 各相談窓口（地域拠点）・リビングラボネットワークへの経費交付、業務マニュアル作成、進捗管理、相談窓口（地域拠点）・リビングラボネットワーク連絡会議の開催、介護施設・開発企業等への取組紹介
	窓口 プロジェクトコーディネーターの配置、ニーズ・シーズ連携協調協議会推進委員会の運営
	ラボ 個別の機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証・大規模実証の実施に係る相談のリビングラボへの取次ぎ、実証の協力施設に対する謝金の支払

1

介護ロボットの相談窓口（地域拠点）の担当区域（目安）

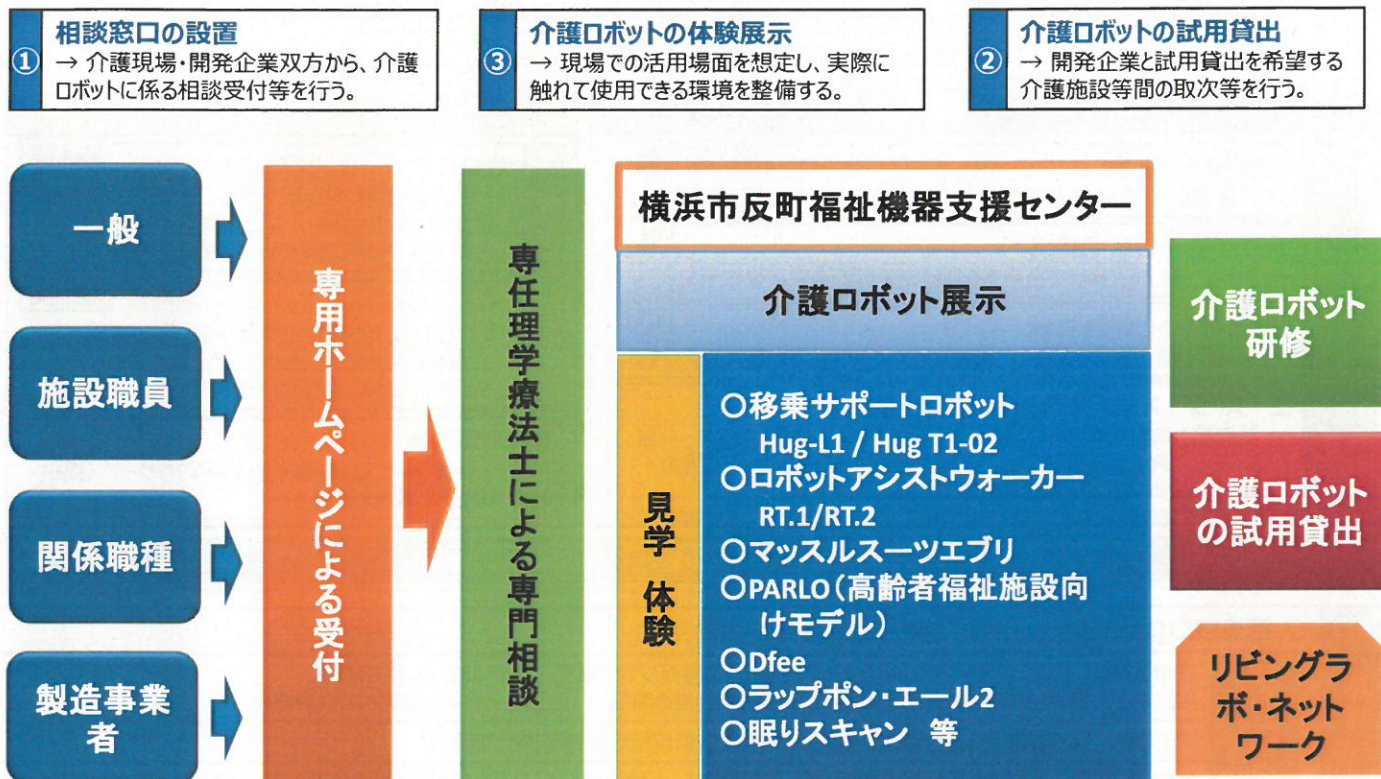
全11ヶ所

※ 担当区域はあくまで目安であり、担当区域外からの相談も受け付けること。



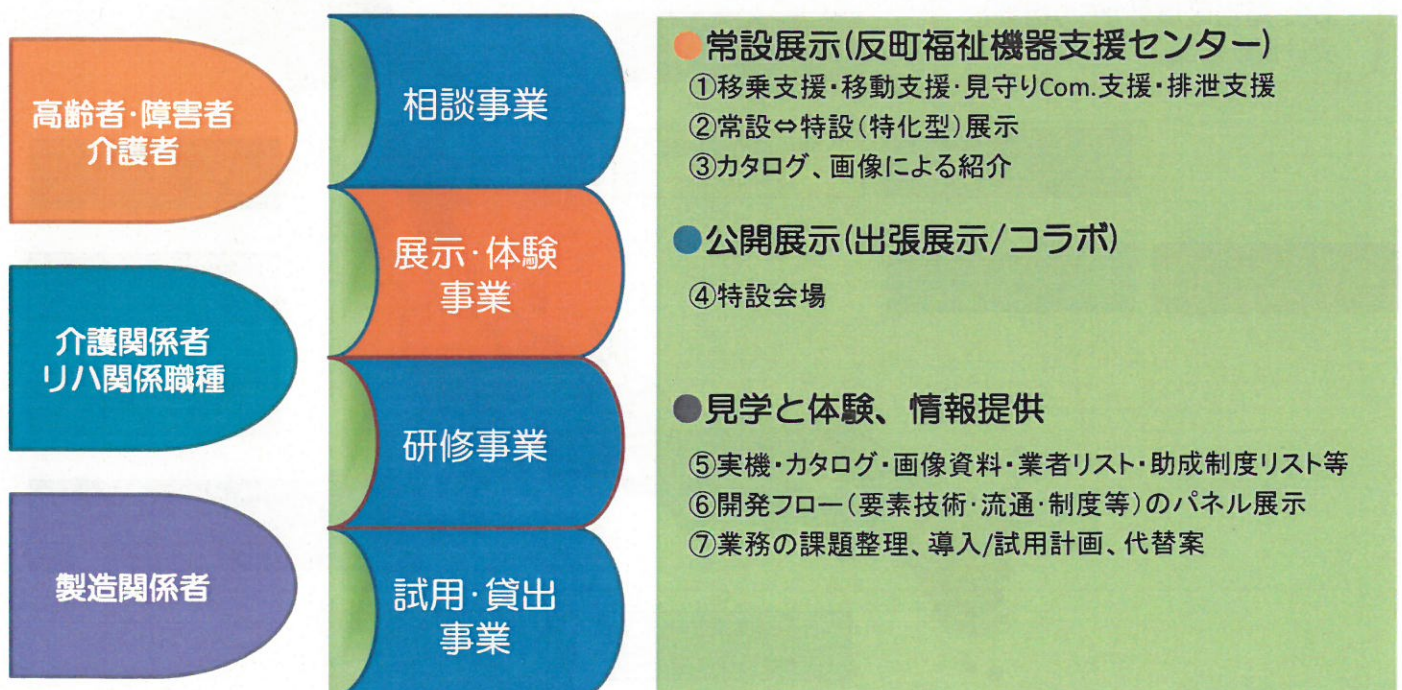
3

PL業務の流れ(イメージ)

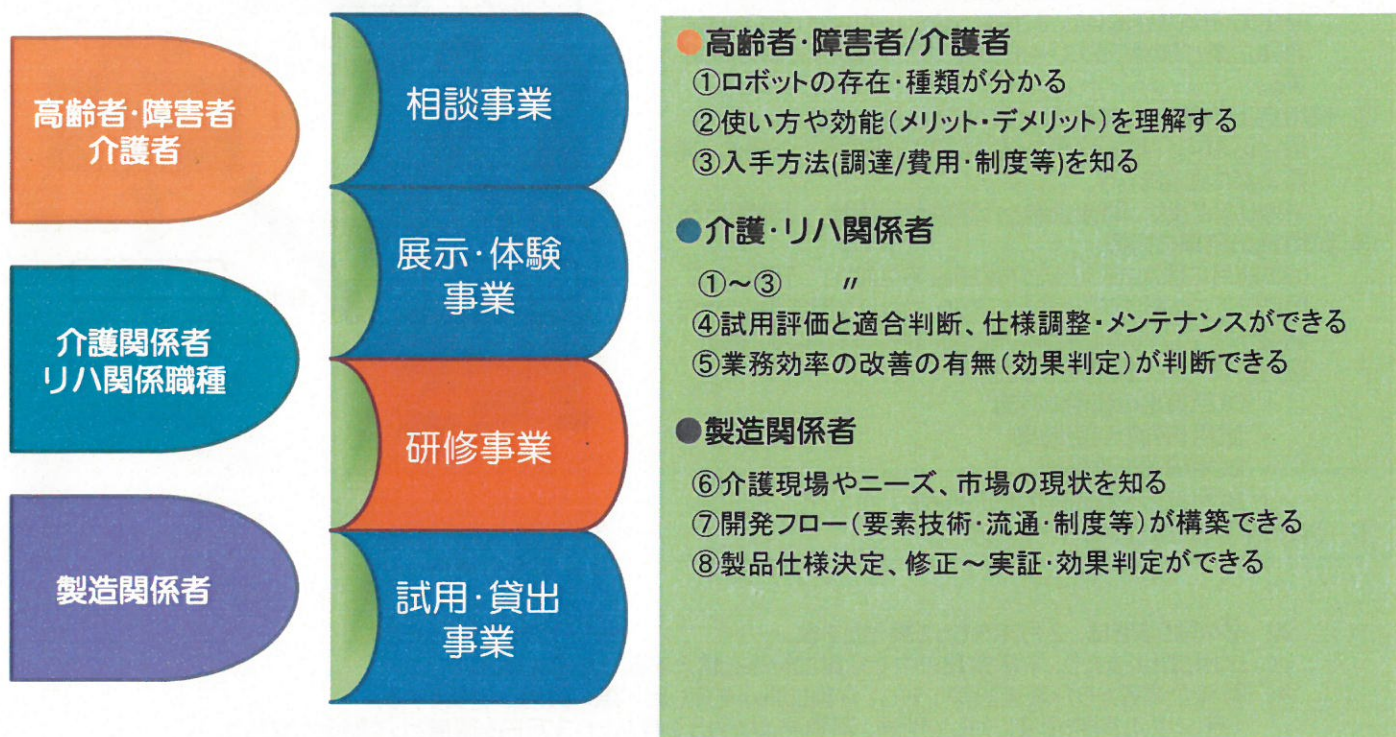


10

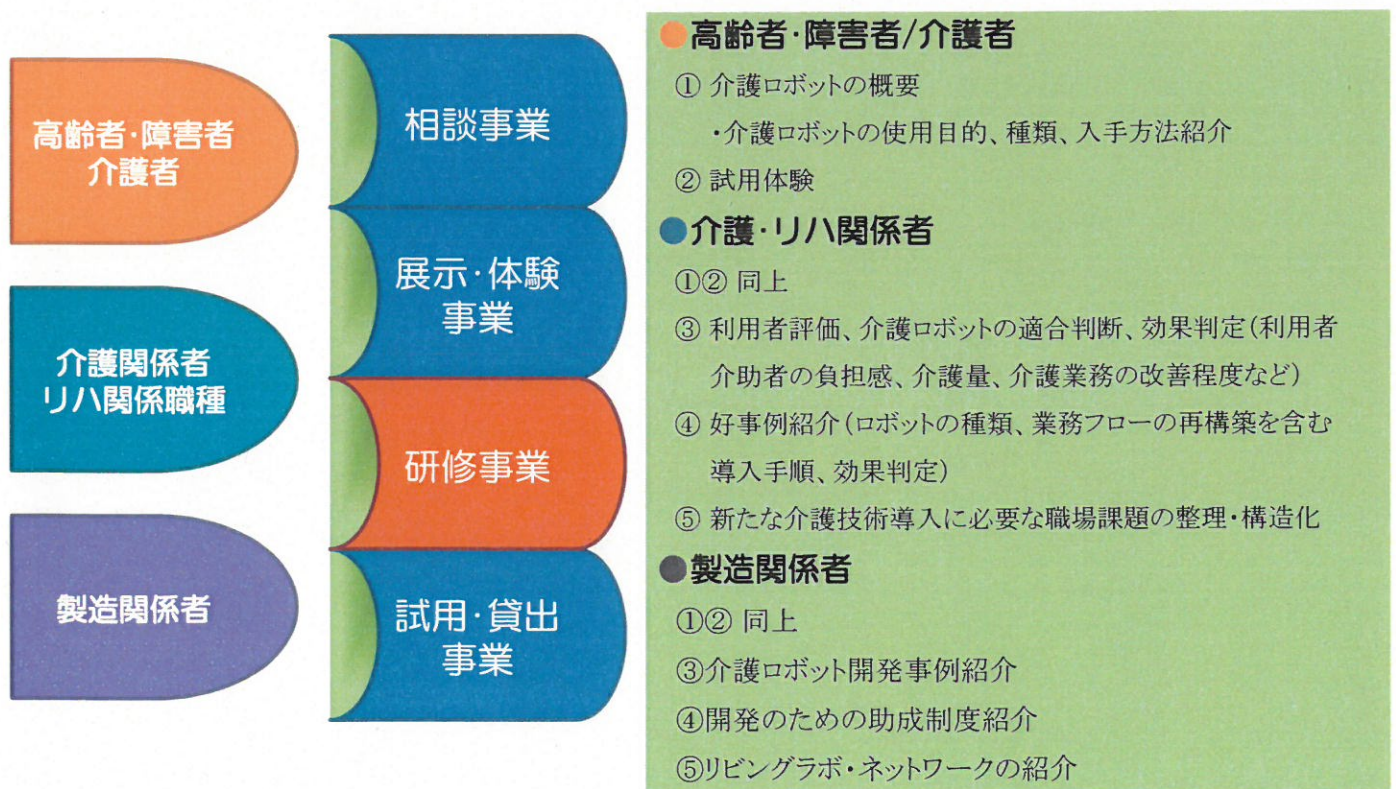
取り組みの対象者と研修の目的



取り組みの対象者と研修の目的



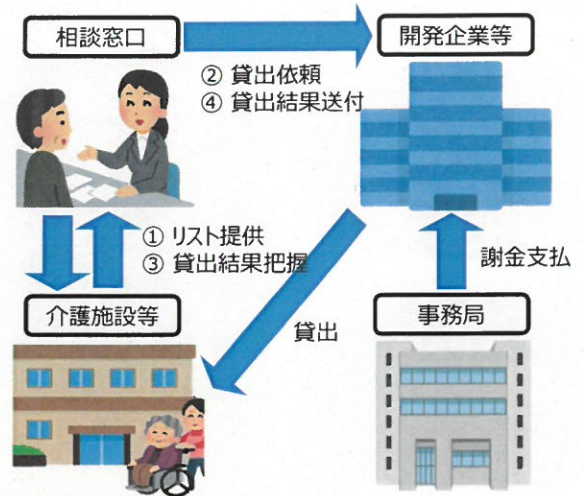
取り組みの対象者と研修の目的



試用貸出

- ① 担当区域内介護施設への開発企業と製品のリストの周知
厚生労働省が作成した、試用貸出を行っている介護ロボット
開発企業とその製品リストを担当区域内介護施設等に周知
する。
- ② 使用貸出依頼について開発企業へ連絡・取り次ぎ
担当区域内介護施設等から試用貸出依頼があった場合、開
発企業に連絡を行う。
※取り次ぎ後は、開発企業と介護施設が直接、調整を行う。
- ③ 試用貸出結果の把握
②の前月に取次ぎを行った介護施設等に対して、翌月10日
頃に以下の内容のアンケートを実施。なお、試用貸出にかかる
調整が終了していない介護施設等に対しては、再度、その
翌月にアンケート調査を行うこと。
 - ・ 試用貸出の利用の有無
 - ・ 試用機器の利用効果
 - ・ 試用機器の改善点
 - ・ 試用貸出を利用しなかった理由
- ④ ③の結果を開発企業にフィードバック

＜試用貸出の流れ＞



- ※ ②の取り次ぎは、2月末をもって終了とする。
- ※ 試用貸出にあたり、本事業費の中で介護ロボットを購入することを認めない。
- ※ 開発企業等から介護施設等に対し、介護ロボットを貸し出す際の費用は無償とする。
(貸し出した開発企業に対して別途、事務局より貸出1件あたり3万円を限度として謝金を支払う。)